

社会教育編：m【28】

テーマ 「子どもの権利を尊重した親子関係」

タイトル 「何かあったの？ 私たちにできること」

【学習のポイント】

- ▶ 普段の親子のコミュニケーションのあり方を振り返ることをとおして、親子関係で大切にしたいことについて理解を深める。
- ▶ 聞くことの大切さを再確認し、実生活で実践しようとする。

【すすめ方】（90分）

流れ	分	主な活動	主な発問等	留意点
導入	5 15	1 テーマ、学習のポイント、おしゃべりのルール（参加・尊重・守秘）を確認する。 2 アイスブレイク（アドジャン）	<p>■テーマについて「まじめなおしゃべり」をとおして理解を深めていきましょう。</p> <p>■活動の流れを説明します。</p> <p>◆アドジャンのルール</p> <p>①じゃんけんと同じ要領で「アドジャン」のかけ声で0～5を指で示します。</p> <p>②合計数の一の位と同じ番号のトークテーマについて全員が話します。</p> <p>③次々とテンポよく繰り返します。（同じテーマはとばす）</p> <p>④気になった話題について深掘りしてください。（おしゃべりする）</p>	<p>◆参加・尊重・守秘の掲示</p> <p>◆グループの人数は1グループ3～4人とする。</p> <p>◆トークテーマはレジュメに記載するなどして提示しておく。</p> <p>◆話しやすい雰囲気になるように場を和ませる。</p>
展開	20 5	3 子育てトーク 4 話したことを書き出す。	<p>■子育て話題カードを使ったワークを行います。活動の流れを説明します。</p> <p>①話す順番を決めてください。</p> <p>②順番に好きなカードを選んでその話題について、普段思っていること、考えていることを話します。</p> <p>③ひとしきり話したら次の人が別のテーマを選びその内容について話します。これを繰り返してください。</p> <p>■子育てトークではどんなことを話しましたか。 自分が話した内容を思い出して付箋に書き出してください。一枚の付箋に1つの事柄を書きます。例えば、「普段から</p>	<p>◆参加・尊重・守秘を再度確認し、自由に話してもらおう。</p> <p>◆同じ話題について話したければ、話し続けてもよいことを伝える。</p> <p>◆1つの事柄を1枚の付箋にかく。</p> <p>◆ペンの色を4人全員変える。</p>

			勉強してほしいんだけど、テスト前日だけしか勉強しないんです」であれば、「普段から勉強してほしい」、「テスト前日だけしか勉強しないんです」と分けて記入してください。	◆話し足りなかったことも、追加で書いてもよいことを伝える。
	5	5 付箋を分類する。	■模造紙を表面にしてください。その表の分類に合わせて、書いた付箋を貼りましょう。	
	10	6 偏っている部分を補う。	■付箋が少なかったり、なかったりした項目について、先ほどの会話には出さなかったけれど書き足せるものを付箋に書いて貼ってください。想像して加えてもかまいません。	◆付箋の色を変える。 ◆直接、見聞きしていない事柄について想像して書いてもよいことを伝える。 ◆時間をとって考え、4象限まんべんなく埋める
	20	7 考えたことや気づきの意見を交流する。	■模造紙を参考に、これまでのワークを振り返り、気づいたこと、あるいは今後、家庭で大切にしたいこと、生かしたいことなど、親として大切にしたいアプローチを考えてください。 ①個人で考えてください。 ②考えたことを模造紙の余白部分にペンで直接記入してください。 ③考えたことをグループで共有してください。 ■ギャラリーワークをしましょう。各グループの状況を見て回り、親として大切にしたいアプローチをご覧ください。	◆①個人思考（5分） ◆②模造紙の余白部分に記入（5分） ◆③共有（5分）
まとめ	5	8 ファシリテーターによるまとめ	※ファシリまとめ例を参照	◆「子どもの権利条約」リーフを配布
	5	9 アンケートを書く。		◆カード裏の権利は一例であり、解答ではないことを確認する。

■ ファシリまとめ例

「子どもの気持ちに寄り添えていないことが多い」「親目線で物事を捉えがちなのかもしれない」「子どもの表情や言葉からもっと気持ちを尊重していきたい」などと、子どもの気持ちや願いをもっと大切にしたい事柄が記されていました。子どもの視点が必要だという気づきが多かったのではないのでしょうか。活動3で話をしたカードの裏面の権利を確認してください。

(配布したリーフをもとに、子どもの権利の視点でリフレーミングする)

「子どもにとって最もよいこと」を考えることは大切なことです。そこに子どもの考えや気持ちを考慮することが必要です。

(ギャラリーウォークした中から、「親として大切にしたいアプローチ」の具体を一つ、二つ拾って)









例①「子どもの話を聞くこと」「子どもの思いを尊重する」「ルールを一緒に作る」であれば「意見を表明し、参加すること」につながりますし、子どもは普段から気持ちや頑張りを理解してもらおうと嬉しいものです。


例②「いいところは褒める」「子どもの行動に対して感謝を伝える」「役割を与える」であれば、「命を守られ、成長できること」につながりますし、自尊感情を高めるのに効果があるともされています。

紹介した事例は、子どもの権利条約に沿った内容になっていたのでないでしょうか。このようなアプローチはお互いを尊重し、多様性を認め合うことになり、いじめの未然防止につながります。また、子どもたちが主体的にルールづくりや学校づくりに参加できるようになり、子どもたち自身が学校という身近な社会をつくっているんだという実感につながっていくと言えるのではないのでしょうか。なにより、子どもたちが安心して過ごせるようになり、大切にされていると感じ、子どもたちのやりたいこと・なりたいものなどの自己実現につながっていくことが期待されます。

■ アドジャンのトークテーマ(例)

合計数	話す内容	合計数	話す内容
0(10,20)	最近、うれしかったこと	5(15,25)	今、いちばん楽しみなこと
1(11,21)	もしも宝くじが当たったら	6(16,26)	得意な(得意だった)教科・科目
2(12,22)	好きな給食(弁当)のメニュー	7(17,27)	好きな有名人
3(13,23)	好きなテレビ番組	8(18,28)	好きな季節
4(14,24)	好きな曜日	9(19,29)	一日が28時間だったら

<p>家庭学習</p> 	<p>家庭学習</p>  <p>第28条 教育を受けられる 第29条 良い教育を受けられる 第31条 休みを楽しめる</p>
<p>ゲーム</p> 	<p>ゲーム</p>  <p>第3条 その子どもにとって最もよいことを 第5条 親(保護者)はふさわしい指導を 第31条 休みを楽しめる</p>
<p>役割(手伝い)</p> 	<p>役割(手伝い)</p>  <p>第3条 その子どもにとって最もよいことを 第5条 親(保護者)はふさわしい指導を 第32条 ひどい働き方をさせられない</p>
<p>兄弟姉妹関係</p> 	<p>兄弟姉妹関係</p>  <p>第7条 名前と国籍を持てる 第8条 国籍や名前などは大切にされる 第31条 休みを楽しめる</p>

<p>テスト</p> 	<p>テスト</p>  <p>第28条 教育を受けられる 第29条 良い教育を受けられる</p>
<p>スマホ・ネット</p> 	<p>スマホ・ネット</p>  <p>第12条 自分の意見を表明できる 第13条 自由に表現できる 第15条 集会を開ける 第16条 プライバシーは守られる 第17条 よい情報を手に入れられる</p>
<p>後片付け</p> 	<p>後片付け</p>  <p>第3条 その子どもにとって最もよいことを 第5条 親(保護者)はふさわしい指導を 第13条 自由に表現できる</p>
<p>趣味</p> 	<p>趣味</p>  <p>第3条 その子どもにとって最もよいことを 第31条 休みを楽しめる</p>

	行動	気持ち
親		

子

■付箋・模造紙の使い方

活動5

模造紙

	行動	きもち
親	付箋 付箋	付箋 付箋 付箋
子	付箋 付箋	

活動6

模造紙

	行動	きもち
親	付箋 付箋	付箋 付箋 付箋
子	付箋 付箋 付箋	付箋 付箋

子どもの権利条約

○児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

「子どもの権利条約」は、子ども（18歳未満）を権利をもつ主体と定め、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要なこともあるため、子どもならではの権利も定めています。また、すべての子どもに保障される権利のほかに、難民や少数民族の子ども、障がいのある子どもなど、特に配慮が必要な子どもの権利についても定めています。

○「子どもの権利条約」4つの原則

「子どもの権利条約」には、4つの原則があります。この4つの原則は、それぞれが条文に書かれた権利であると同時に、条約で定められているほかの権利を考えると、常に一緒に考えることが大切です。

命を守られ 成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などが受け取ることが保障されます。

子どもにとって 最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

意見を表明し 参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページ」(<https://www.unicef.or.jp/cooperate/company/>) を基に作成

○子どもの権利は大きく分けて4つ

この条約の定める権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。ここでは、みなさんに特に知ってほしい条項を選んで紹介します。



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

【第2条】
差別されない

【第3条】
その子どもにとって最もよいことを

【第5条】
親（保護者）は心さわしい指導を

【第6条】
一人一人の子どもの生命を大切に

育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

【第23条】
障がいのある子どもの成長は保障される

【第28条】
教育を受けられる
義務教育はタダ

【第29条】
よい教育を受けられる

【第31条】
休みを楽しむ

守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

【第18条】
子どもの成長は親（保護者）の責任

【第19条】
ひどい行為から守られる

【第30条】
少数民族・先住民の文化は守られる

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

【第12条】
自分の意見を表明できる

【第13条】
自由に表現できる

【第15条】
集会を開ける

【第16条】
プライバシーは守られる